

令和6年12月20日

(一財)電気技術者試験センター

## 電気工事士試験（第一種、第二種）における学科試験免除対象試験の拡大について （令和6年度上期学科試験合格者から適用）

本日、電気工事士法施行令の一部が改正されることが閣議決定され、電気工事士試験（第一種、第二種）において学科試験が免除される試験の範囲が拡大されることとなりました。

電気工事士試験は第一種、第二種とも、学科試験（C B T方式及び筆記方式）と、実技による技能試験との2段階で行われ、従来、学科試験に合格された方は、申請により、次回開催される同一の試験の学科試験を免除の上、技能試験を受験することができる制度になっていました。

今回の施行令改正により、令和7年から、学科試験が免除される試験の範囲が「次回」に加え、「次々回」に開催される同一の試験まで拡大されることとなりました。

※ 電気工事士については[電気工事士の資格概要](#)、各試験の詳細については、[第一種電気工事士の試験概要](#)及び[第二種電気工事士の試験概要](#)をご確認ください。

また、令和6年度上期学科試験に合格された方も、申請により、次々回の試験に該当する令和7年度上期学科試験を免除の上、技能試験を受験することができます。

令和6年度下期学科試験に合格された方については、申請により、次回の試験に該当する令和7年度上期学科試験に加えて、次々回の試験に該当する令和7年度下期学科試験も免除の上、技能試験を受験することができます。

なお、令和7年度上期学科試験の免除を申請することができる方（令和6年度上期学科試験合格者）には、当センターから別途ご連絡をさせていただきます。

令和6年度試験		令和7年度試験	
上期学科試験	下期学科試験	上期学科試験	下期学科試験
合格	免除(次回) →	免除(次々回)	-
	合格	免除(次回) →	免除(次々回)

問合せ先：

電気技術者試験センター 受験総合支援センター

TEL：03-3552-7691(平日9時～17時15分)